次

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

出

納

管

理課) 五三六

目

規

則

教育委員会規則

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

教

育

総

務

課

五三六

皆伐限度面積の公表

治

Щ

五三六

選挙管理委員会告示

告

示

教育委員会訓令甲

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会) 五三七

岐

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(教

育

総

務

課)

吾八

公 示

電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十

五条第三項の規定に基づく通知

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定辞退 指定自立支援医療機関の変更届出

> 同 保健医

五三九 五三九

消

防

療課) 五三九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

平成二十九年度技能検定(後期)の実施 県営土地改良事業計画の決定

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

発行

農地

整備課) 五四二

(労働雇用課) 五四〇

(商業・金融課) 五四〇

平成二十九年九月一日

公共測量の実施

土地改良区役員の退任及び就任 落札者等に関する公示 公共測量の終了

指定管理者の変更の届出

二千八 百 七 +

七

号

第

平

成二十九

年

九

月 日

地

市公園 課) 五四五 五四四 五四三

都 同 用

(工業技術研究所) 五四五

(飛驒農林事務所) 五四五

	第28	77	号				岐	阜	里 県	Į	公	報	!		平	成29年	9月	1日	(5	36)
うに改正する。	岐阜県教育委員会傍聴規則(平成六年岐阜県教育委員会規則第二号)の一部を次のよ	岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則	:	教育長松、川、禮子子・岐阜県教育委員会	平成二十九年九月一日	岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。	教育委員会規則		この規則は、公布の日から施行する。	附則	除く。)の出納、保管及び記録管理並びに動物の出納及び保管」に改める。	関市駐在までの項の規定中「の出納、保管及び記録管理」を「及び生産製造品(動物を第九条の表中審査研究所の部審査研究所配慮研究部力ら審査研究所書服・書類研究部	うに改正する。	岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のよ	岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	岐阜県規則第八十一号	岐阜県知事。古田田・肇		岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
飛驒川中流	飛驒川上流	Æ JII	地	高原三	単位区域	件		平成二十九	する。森林法施行令	年法律第二百四	保安林の平成	岐阜県告示第四百三十一号				この規則は、	附則	別記第一号様	場に長り第二場係員の指示	会議を傍睡
下呂 市	高山市(旧久々野町、旧朝日村及び旧高 根村の区域に限る。)	高山市(旧荘川村の区域に限る。)、大野 郡	高山市(旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。)、 税簿市(旧神岡町の区域を除く。)	高山市(旧上宝村の区域に限る。)、飛驒市(旧神岡町の区域に限る。)	可一の単位とされる味女体の果因		岐阜県知事	平成二十九年九月一日	(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により公表	[四十九号) 第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、	保安林の平成二十九年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六	四百二十一号		IT		公布の日から施行する。		別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。	常二号 P 1 1 1 1 1 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	会議を傍聴しようとする者は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後、会二条第一項を次のように改める。
771.11	951.20	1,402.93	2,772.81	1,556.46	水源かん養 保 安 林	皆伐面積の四	古田		の二第三項の	日代面積の限度	につき、森林							3	Ď.	所及び氏名 を
368.37	171.46	872.24	506.42	396.59	土 砂 流 出 防備保安林	皆伐面積の限度たる面積 (単位:ha)	鞶		規定により公表	度を定めたので、	法(昭和二十六									記入した後、会

(537) 平成 29 年9月1日 岐阜 県									県	公	報	ž					第2	8 7 7	7号	
干余 帽 它 松 編集											保安林種		矢 作 川	多治見地区	* = =	揖斐川下流	揖斐川上流	長良川下流	長良川上流	飛驒川下流
高山市(旧高根村の区域に限る。)				恵那市(旧恵那市の区域に限る。)	郡上市(旧明宝村の区域に限る。)	郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	24 1			同一の単位とされる保安林の集団		恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。)	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可 児郡	中津川市、恵那市(旧明智町、旧串原村 及び旧上矢作町の区域を除く。)	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	本巣市、揖斐郡	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県 市	费上市	美濃加茂市、加茂郡	
											皆伐面積の限度たる面積 (単 位: ha)		47.80	48.10	631.65	167.55	2,689.02	575.95	992.36	66.88
0.60	3.22	2.11	2.30	2.24	1.46	0.00	4.56	2.84	17.70	1.48	きたる面積 単位:ha)		234.83	511.94	773.74	389.58	1,084.88	645.66	545.49	258.01
第二号」に改	岐阜県選挙管理委員岐阜県選挙管理委員・大うに改正する。ように改正する。第二号」に、「同条第一項中第二条第一項中第二条第一項中第二条第一系第二号」に改める。										余校	U			保健保安林					
00 G.	、)。。「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第五項第二号」を「同条第六項	第四十九条第一項中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第六項」を「同条	項中「第二百一条の十五第一項」を「法第二百一条の十五第一項」に改め	第六条の五第二項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。	委員長	岐阜県選挙管理委員会	平成二十九年九月一日	うに改正する。 岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次の	岐阜県選挙管理委員会告示第五十号		器关手写 里表写灵会出了下————————————————————————————————————		(田田馬町の区域に成る。)	# @ - E + 3			# H			飛騨市(旧宮川村の区域に限る。)
	「項第二号」を「同条第六項	2、「同条第六項」を「同条	[一条の十五第一項] に改め	改める。	大 松 利 幸	理委員会		1告示第三号)の一部を次の					0.20	1.48	10.18	2.58	1.12	2.46	4.00	0.96

てその内容を公示する。 を受けるべき者について送付するべき場所を確知することができないので、通知に代え 準用する法第二十五条第三項の規定による裁定の申請を受理した旨の通知は、当該通知

み替えて準用する法第二十五条第三項の規定により、答弁書を提出することができる。 なお、当該植物の所有者は、左に掲げる期間内に限り法第六十三条第二項において読

平成二十九年九月一日

岐阜県知事

古

田

法第六十三条第一項の規定による裁定の申請を行った者

関西電力株式会社取締役社長 岩根

茂樹

知を受けるべき者の氏名及び住所

小原	氏
貞明	名
愛知県刈谷市新富町	住
一丁目四五五番地	所

法第六十三条第一項の規定による裁定の申請の内容

者が伐採した植物の損失補償について、申請者と損失を受けた者との間で協議が整わ 平成二十七年四月三十日、同年十二月十六日及び平成二十八年五月三十一日に申請

四 法第六十二条の規定による損失の補償の対象となる植物の所在地、種類及び数量

ないため裁定の申請がされた。

六	広葉樹	中津川市瀬戸字野久保四四七番一三四	中津
数量 (本)	種類	所 在 地	

法第六十二条の規定による損失の補償の額等

五

損失補償額及びその算定方法に係る書類については、岐阜県危機管理部消防課に備

六 平成二十九年九月一日から同年九月二十二日まで (必着のこと。)

岐阜県危機管理部消防課

答弁書の提出期間

七

答弁書の提出先

平成調剤薬局笠松店

平成調剤薬局羽島店

羽島市竹鼻町七一番地

同

同

平成調剤薬局長良店

岐阜市長良東郷町一

同

同

平成調剤薬局東長良店

岐阜市長良東三丁目四三番地

同

同

岐阜市茜部新所四丁目一三三

同

同

店ライン調剤薬局

梅林

岐阜市南殿町三丁目五番地

同

同

羽島郡笠松町北及一六七二番地

同

同

(539)

(訪問看護

貴船薬局

桜台店

恵那市長島町永田三三四

二六

同

同

岐

平成調剤薬局茜部店

指定自立支援医療機関の指定

二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法 第六十九条の規定により公示する 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

平成二十九年九月一日

(病院又は診療所)

古 田

肈

岐阜県知事

赤坂あきたクリニック | 大垣市草道島町五〇八番 名 称 所 在 地 医療の種類 自 立 支 援 精神通院 売**平** ・成 む 年指 月 日定

(薬局)

平成	精神通院	?字坂下一九九	加納町字	各務原市新	新加納	ピノキオ薬局
年指 月 日定	医療の種類自 立支援	地	在	所	称	名

指定自立支援医療機関の指定辞退

二十三号)第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、 同法第六十九条の規定により公示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

平成二十九年九月一日

岐阜県知事

古

田

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名	
称	
所	
在	
地	
医自	
医自療立の	
医療の種類 自 立 支 援	
年辞	
月	
日退	

しのぶ ション 名 称 第二カトービル1 A 羽島郡笠松町北及一八〇番地 所 在 地 医療の種類自 立 支援 精神通院 年指 月

日定

指定自立支援医療機関の変更届出

二十三号) 第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があった 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

平成二十九年九月一日

ので、同法第六十九条の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田

精神通院医療に係るもの (訪問看護事業者等) 所在地の変更

リステージアフル訪問	名
ショ看護リハ	称
美濃加茂市川合町	所
川合町二	在
t =	地
精神通院	医療の種類 自 立 支 援
元 平 成 九	年変 月 日更

レケ

(540)及び東濃県事務所において縦覧に供する の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 なお、その意見書は平成二十九年九月一日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課 **大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書** 松店 平成調剤薬局は― と笠 平成調剤薬局羽島店 平成調剤薬局長良店 平成調剤薬局東長良店 平成調剤薬局茜部店 貫船薬局 平成二十九年九月一日 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 桜台店 | 岐阜市長良東三 | 四三 羽島郡笠松町北及一六七二 羽島市竹鼻町錦町七一 岐阜市長良東郷町一 岐阜市茜部新所四 恵那市長島町永田三三四 岐阜県知事 二六 古 同 同 同 同 同 精神通院 田 デ**平** が成 同 同 同 同 同

建物の名称及び所在地

多治見市旭ヶ丘十丁目六 二三

旭ヶ丘十丁目物販店舗

意見の概要

多治見市長の意見

・交通安全について

(届出事項変更)

平成二十九年度技能検定 (後期) の実施

平成二十九年度技能検定 (後期) を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により

> 行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十九年九月一日

へ 三

岐阜県知事

古

田

実施等級等

験によって行います。 技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試

二 実施する等級区分及び検定職種 (作業

て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、 体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立 めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、 建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製

2 一級及び二級

造、プラスチック成形及びパン製造

キング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、和裁 (和服製作作業)、帆布製品製造 械製図手書き作業及び機械製図CAD作業) ウォール工事作業)、ガラス施工 (ガラス工事作業) 及び機械・プラント製図 (機 **工 (塩化ビニル系シート防水工事作業)、カーテンウォール施工 (金属製カーテン** (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施 (かわらぶき作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (帆布製品製造作業)、製版 (DTP作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき **工 (冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服パターンメー** (自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)、油圧装置調 ンス制御作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板製造作業)、自動販売機調整 鍛造 (プレス型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業)、電気機器組立て (シーケ (油圧装置調整作業)、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施

金属材料試験(組織試験作業

4

四

実施期日

リント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、和 写真(肖像写真デジタル作業) 作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び クニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD 器組立て作業)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、プリント配線板製造 (プ **(型枠工事作業)鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、テクニカルイラストレーション (テ** 機械加工 (普通旋盤作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機 (和服製作作業)、建築大工 (大工工事作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工

5

電子回路接続 (電子回路接続作業) 及び樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工

Ξ 技能検定試験手数料

実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第十七

学科試験 三千百円

号) で定める額とします。

1 実技試験

て、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。 平成二十九年十二月四日 (月) から平成三十年二月十八日 (日) までの間におい

岐

2

平成三十年一月二十一日 (日) に実施する検定職種

一級及び二級

ラス施工 鍛造、機械検査、 電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガ

(2)二級

金属材料試験

(3)

電気機器組立て、配管及び型枠施工

平成三十年一月二十八日 (日) に実施する検定職種

(1)

鋳造、 金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場

> 内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供 立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、 服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 めっき、仕上げ、 機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、 電気機器組

(2)一級及び二級

裁、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図 自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、 和

冷凍空気調和機器施工、和裁及び機械・プラント製図

平成三十年二月四日 (日) に実施する検定職種

 (\equiv) (1) プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、 一級及び二級 製版、

建築大工、

かわらぶき、鉄筋施工及びコンクリート圧送施工

三級

筋施工、テクニカルイラストレーション及び写真 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、建築大工、鉄

単一等級

電子回路接続及び樹脂接着剤注入施丁

五

実施場所 実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者

問題の公表

に通知します。

受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は 実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、

後期試験の問題の公表は、平成二十九年十一月二十七日(月)から行います。

七 受検申請の手続

部を公表しません。

1

提出書類等

県が指定する技能検定受検申請書

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

の写し

(542)

 (\equiv)

三に定める手数料

2

- (四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

援センター内 岐阜県職業能力開発協会 (電話〇五八 三二二 三六七八) 〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザー丁目一八番地 岐阜県人材開発支

3 受付期間

日及び祝日は除きます。 平成二十九年十月二日 (月) から同月十三日 (金) まで。ただし、土曜日、日曜

- 受検申請に関する注意
- 定の実務経験が必要となります。 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として
- の資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。 請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、そ 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申 **なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けま**
- 職種以外の職種についても受検申請ができます。 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定
- 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を技能検定受検申請書に添えて納付し
- なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け
- 必要はありません。 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する
- 合でも手数料は返還しません。 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場
- 合格の発表等
- 1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成三十年三月十六日 (金)に岐阜県商工労働部

- 労働雇用課前に掲示されます。
- 2 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から平成三十年三月十六日(金)付けの書面で通知されます。 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発

3 技能検定合格証書等の交付

級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。 特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されま

- 試験結果の提供
- 1 提供する試験結果

の得点 学科試験及び実技試験 (計画立案等作業試験、判断等試験及び製作等作業試験)

2 提供期間

合格発表の日から一月間

提供する場所

3

情報公開・個人情報総合窓口(岐阜県庁二階。電話〇五八(二七二)一一一一

- 内線二二九六)
- 4 提供を受けるために必要な書類等 受検票
- できる書類のうちいずれか一つ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認
- + その他

三六七八) までお問い合わせください 技能検定についてご不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課 (電話〇五八) 二七

県営土地改良事業計画の決定

写しを次のとおり縦覧に供する。 **県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の** 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の

平成二十九年九月一日

岐阜県知事 古 田

四 Ξ 作業種類 作業地域 作業期間 中津川市 平成三十年三月三十日まで 平成二十九年八月十五日から 公共測量 (デジタル空中写真撮影) 中津川市

公共測量の実施

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年九月一日

岐阜県知事

古 田

美濃加茂市

四 作業地域 =

作業種類

作業機関

美濃加茂市

Ξ

作業期間

公共測量 (空中写真測量、数值撮影、写真地図)

平成二十九年八月二日から

年十二月二十八日まで

公共測量の実施

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

三作業期間 (二級基準点測量)	本巣市 ————————————————————————————————————	第2
二作業種類	四作業地域	8 7
美濃加茂市	平成三十年三月二十三日まで	7 7 -
一 作業機関	平成二十九年七月三十一日から	号
	三 作業期間	
岐阜県知事	公共測量 (数値修正)	
平成二十九年九月一日	二 作業種類	
C. F. Series Desperation of Francisco Desperation	本巣市	
ので、司法第三十九条におハて隼用する司法第十四条第三項の規定により公示する。第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった測量法(昭和二十四年沒得第百八十八号)第三十ナ券において準月する同注第十四券		
	岐阜県知事 古田 掌	岐
公共測量の終了	平成二十九年九月一日	į .
北方町	同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。	阜
四作業地域	第一項の規定により本巣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、	県
同年十二月二十五日まで	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条	
平成二十九年九月一日から	公共測量の実施	公
三作業期間		- 1
公共測量 (数值撮影、同時調整、写真地図作成)	美濃加茂市	報
二作業種類	四作業地域	
北方町	平成三十年三月二十日まで	
一作業機関	平成二十九年七月十九日から	平
	三 作業期間	成2
岐阜県知事古	公共測量 (数値修正)	9 年
平成二十九年九月一日	作業種類	9月
	美濃加茂市	1 E
一ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により北方町副町長から次のとおり公共測量を実施する旨の選知があった	作業機関	1
	岐阜県知事。古田	(544
公共測量の実施	平成二十九年九月一日)

所

_	第2877号									支 .	₽	県	公	‡	B		Σ	严成 2	9 年 9	月1	日	(546)
平 成										三 <u>区</u> t 5 5	上飛 地驒 牧東 良部	改土 良 区 名地	就任した役員											
平成二十九年九月一日発行										- -	□平	年就 月 日任	役員											
日 発 行	同	同	同	理事	当会 理計 事担	同	監事	事代 表 監	同	長副 理 事	理事長	役 名		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	Щ	鍛	間	中	中	藍	田	砂	中	中	滑	氏		藍	中	Ш	芝	森	岩	野	東	中	和	鍛
	下	鍛冶谷		島	野	田	上	田	野	島	谷			田	野	上	田		水	内		島	田	鍛冶谷
	昭	昭	達	久	俊	久		和	_	健	重			久	_	和	清	真	忠	文	俊	健	貴	昭
発 発	平	夫	也	則	彦	長	晃	幸	光	次	和	名		長	光	貴	雄	郎	盛	雄	之	次	博	夫
行 行 所 者	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高山	住		同	同	同	同	同	同	同	同	同	高山	同
岐 岐阜市薮田南			江名子町	松本町	江名子町	朝日町西洞	丹生川町瓜田	岩井町	朝日町西洞	岩井町	高山市丹生川町大萱一三八一番地一				朝日町西洞	江名子町	久々野町柳島一	丹生川町板殿	丹生川町町方	上切町	中切町	岩井町	高山市滝町	
岐阜市薮田南二丁目一番一号	四三三七番地	三〇六三番地	四三三五番地	一三五六番地	一三二四番地一	八〇〇番地	二三〇番地	二三四五番地	一二八二番地	一三二八番地	一三八一番地一	所		八〇〇番地	二八二番地	三八二二番地	一〇〇三番地二	七五一番地一	五五番地一	三七七番地一	四九七番地	一三二八番地	一九七二番地	三〇六三番地
編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三																同	同	同	同	同	同	同	同	同
輪ぶ																西	田	Ш	森	増	Щ	中	陣	坂
6 6																本	П	上		田	本	田	出	本
ぴぁ																隆	英	和	真	智	高		清	德
Ť =																司	生	貴	恴	司	広	清	蔵	造
— 岐																同	同	同	同	同	同	同	同	高业
··· 阜 文 芸 社																朝日町小瀬	久々野町大西	江名子町	丹生川町板殿	丹生川町町方	中切町	上切町	滝町	高山市三福寺町
12.																五三番地	九八八番地	三八二二番地	七五一番地一	一三三番地	七〇八番地	二四番地一	二〇〇七番地二	一五五番地